

利用調整地区の立ち入り認定手続きについて

1 申請

利用調整地区に利用の目的で立ち入ろうとする者は、環境大臣（or 指定認定機関）に申請書を提出して、認定を受けなければならない。

一度に多くの利用者が認定手続きを行うことから、手続きをスムーズに行えるように留意。

申請書記載事項 極力記入部分を少なくする

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・申請者の住所及び氏名 | 各自記入（氏名は直筆署名） |
| ・立ち入ろうとする利用調整地区の名称 | あらかじめ印刷 |
| ・立ち入ろうとする期間 | 日付は機械で記入。基本は1日1回限り有効 |
| ・立ち入りの目的 | あらかじめ印刷（観光・自然観察等） |
| ・立ち入りの方法 | あらかじめ印刷（徒歩） |
| ・その他必要な事項 | |

次の基準を遵守して立ち入ることを約する書面の添付 **申請書裏面チェックリスト化等を検討**

- ・生きている動植物を故意に持ち込まないこと。
- ・野生動物に餌を与えないこと。
- ・野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行わないこと。（**五湖では何か必要か？**）
- ・ごみその他の汚物又は廃物を捨て又は放置しないこと。
- ・球技その他これに類する野外スポーツをしないこと。
- ・非常の場合を除き、野杯において花火、拡声機その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発しないこと。
- ・環境大臣が定める注意事項を遵守するとともに、自己の責任において立ち入るものであること。 **何を注意事項とするか要検討**

（例）・利用調整地区内に臭いのある飲食物を持ち込まないこと、また、利用調整地区内で摂食を行わないこと

- ・歩道を外れて歩行、休憩等しないこと（ヒグマ活動期に、ヒグマ対処法引率者の指示に従って行動する場合を除く。）
- ・歩道内で走らないこと。
- ・ヒグマ活動期の立ち入りにおいては、ヒグマ対処法引率者の指示に絶対に従うこと。
- ・植生保護期の立ち入りにおいて、ヒグマと遭遇した場合は、・・・・・・・・。
- ・環境省、北海道、斜里町、指定認定機関の各関係職員の指示に従うこと。
- ・その他、環境大臣が定める基準を遵守すること。 **何を基準とするか要検討**

（例）・ヒグマ活動期の立ち入りにおいては、ヒグマ対処法引率者が同行するものであること。

- ・ヒグマ活動期の立ち入りにおいては、10人を超える団体で利用しないこと
- ・事前にレクチャーを受講していること

代表者立入認定制度の活用

改正自然公園法（平成22年春施行予定）において、利用調整地区に立入の認定については、ツアー（グループ）の代表者がまとめて一括して認定を得ることで、個々のツアー客がそれぞれ認定手続きを経ることは不要となる見込み。

この場合、代表者は、自らが引率するツアー客（グループ）に対して、立入の基準、注意事項等を遵守させることを約するとともに、全員の氏名等を報告することが必要。

2 手数料の納付

指定認定機関への手数料の支払い

利用調整地区では、立入認定に関する事務経費は、利用者の手数料を充当。

- ・ 手数料の支払いは、レクチャー施設受付においた券売機を活用する方式とし、券売機から発行される書類（兼領収書）が、申請書を兼ねる仕組み等を検討中

手数料金額について

一人あたり1000円以内で利用調整地区毎に環境大臣が定める金額

- ・ 利用者の属性にかかわらず料金は統一。
- ・ 団体ツアーの場合に、手数料の割引を行うか否かについては検討中。

事前予約者の手数料の支払い

- ・ 事前予約についても認定事務が始まったものと解し、手数料の納付を義務づけ。予約を取り消しても、手数料は返還されない。ただし、予約できなかった場合には手数料は徴収しない。

3 認定書の交付

認定を受けて立ち入る者は、以下の事項を記載した立入認定証を携行しなければならない。

- ・ 利用調整地区の名称 あらかじめ印刷
- ・ 立入認定証の有効期間 機械的に記入
- ・ 立入認定証を受けた者の氏名 本人が記入

代表者立入認定を受けた場合も、一人一人が氏名入りの認定証を携行することが必要。

立入認定証の交付に際して、利用者に対し、注意事項その他風致景観の維持及び適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

- ・ 立入認定証の裏面に記載（チェックリストを兼ねる）。
- ・ レクチャー受講を認定証交付の条件とする。

立入認定証をなくした場合は再発行（手数料が必要）